

農政課

長野県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年9月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 原木戸安曇追分停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|-----|---------------|--------------|
| 南安曇郡穂高町大字北穂高3189番の6地先から 南安曇郡穂高町大字北穂高2982番の5地先まで | 旧 | 4.6～10.0 m | 0.2136 km |
| 南安曇郡穂高町大字北穂高3189番の6地先から 南安曇郡穂高町大字北穂高2950番の4地先まで | | 17.8～31.5 | 0.0998 |
| 同 上 | 新 | 17.8～31.5 | 0.0998 |

道路維持課

長野県告示第422号

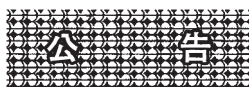
過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりです。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

| 路線名 | 工事区間 | 工事の種類 | 工事開始の日 |
|-----|---|-------|------------|
| 本谷線 | 木曾郡南木曾町読書十二兼5090番の6地先から 木曾郡南木曾町読書十二兼5098番の11地先まで | 道路改良 | 平成15年8月25日 |

道路維持課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等及び数量
歯科診療ユニット 4台
 - (2) 物品等の特質
入札説明書のとおり

- (3) 納入期限
平成15年10月20日
 - (4) 納入場所
入札説明書のとおり
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026(235)7079
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)
ア 日時 平成15年9月8日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県総務部管財課
 - (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年9月9日 午後1時30分
イ 場所 長野県庁本館入札室
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (7) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月28日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品及び数量
電話交換機 1式
 - (2) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
平成15年11月1日から平成16年3月31日まで
 - (4) 借入場所
長野市大字南長野南県町686-1
長野合同庁舎
 - (5) 入札方法
借入期間における総額について行います。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 障害、故障等に終日対応できる体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付及び交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先
 - (1) 入札説明書の交付
本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送により交付を希望する場合には、当該郵送料を添えて申請してください。
 - (2) 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野南県町686-1
長野地方事務所総務課
電話 026(234)9500
- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年9月8日(月) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎 303号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を平成15年9月2日(火)午後5時までに上記3(2)の場所に提出してください。

なお、開札日の前日までの間に競争入札参加資格確認申請書及び確認書類に関し照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

財務規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月28日

長野県北信地方事務所長 松尾仁雄

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品及び数量

電話交換機 1式

(2) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成15年11月1日から平成16年3月31日まで

(4) 借入場所

中野市大字壁田955

北信合同庁舎

(5) 入札方法

借入期間における総額について行います。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事

業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 障害、故障等に終日対応できる体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付及び交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送により交付を希望する場合には、当該郵送料を添えて申請してください。

(2) 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市大字壁田955

北信地方事務所総務課

電話 0269(23)0200

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年9月8日(月) 午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎 303号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を平成15年9月2日(火)午後5時までに上記3(2)の場所に提出してください。

なお、開札日の前日までの間に競争入札参加資格確認申請書及び確認書類に関し照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効
財務規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は入札説明書及び仕様書によります。

管財課

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり表彰しました。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

平成15年8月14日表彰 学術芸術文化功労 小口大八

生活文化課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年8月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 CO2バンク推進機構
- 3 代表者の氏名
宮入賢一郎
- 4 主たる事務所の所在地
長野市稲里町中央三丁目33番23号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、個人の生活や企業活動という身近な生活・地域社会に対して、地球温暖化防止と持続可能な地域社会の構築をめざし、新エネルギーの技術開発、普及活動及び技術支援等、CO2排出権取引等の温暖化防止メカニズムの研究及び普及促進等の事業を行い、地域社会の経済振興と地球環境保全の推進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年8月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 小布施町シニアの会
- 3 代表者の氏名
勝山要助
- 4 主たる事務所の所在地
上高井郡小布施町大字福原220番地15
- 5 定款に記載された目的
この法人は、長野県内の介護者および要介護者に対して、介護サービスおよび介護関連の情報を提供すると共に、介護事業の質的向上を図るための活動を行い、もって社会全体の利益に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年8月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 鈴蘭
- 3 代表者の氏名
平嶋俊司
- 4 主たる事務所の所在地
南佐久郡臼田町大字北川350番地12
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害児者が安心した生活、社会参加ができるよう高齢者・障害児者の自立生活に関する事業や、高齢者・障害児者・地域住民が、暮らしやすくするための地域づくり事業を行い、生きがい喜びを感じ、ささえ合いのできる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年8月15日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 わだの家
- 3 代表者の氏名
遠山 信一郎
- 4 主たる事務所の所在地
下伊那郡南信濃村和田1328番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は介護の必要な高齢者及び障害者と家族に対し介護支援事業を行い、保健、医療、福祉の増進を図る活動を行うと共に、高齢者及び障害者の暮らしよい地域、村づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年 8月28日

長野県知事 田中 康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年 8月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 戸倉リフレッシュ学園
- 3 代表者の氏名
楠 正行
- 4 主たる事務所の所在地
埴科郡戸倉町大字戸倉2119番地 4
- 5 定款に記載された目的
この法人は、非行少年及び生活習慣病、不登校、いじめ、自閉症、拒食・過食症など「体や心」を病んでいる青少年に対して、玄米食を中心とした自然食品による健康づくり、社会教育に関する事業を行い、児童・青少年の健全育成に寄与することを目的とする。
- 併せて、「ゴールドエイジ・コミュニティー（お年寄りと若者のエネルギー交換の場）」を形成・提供してお年寄りと若者双方に対し、生き甲斐を与え、良好な自然環境の中で、快適な住環境の創出や農作業、牧畜、薬草・きのこ栽培、住居や家具製作、陶芸など手作りの創作活動を通じて心身共に健康で自立し、幸せや生き甲斐を見付け出す共同生活学園（戸倉リフレッシュ学園）を創設運営し、多様な社会貢献を行うことを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年 8月28日

長野県知事 田中 康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年 8月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 あすなる元気かい
- 3 代表者の氏名
田口 哲男
- 4 主たる事務所の所在地
松本市清水1丁目4番7号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、要介護者の高齢者及び痴呆性老人及び障害者や行場をなくした青少年及び健康な高齢者に対し、デイケアサービス及び精神的なケアサービスを提供し、自助能力を発揮できるよう援助を行い、参加者が生き甲斐を見出せる場となり、地域住民に対しては介護負担の軽減等、地域福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

木曾郡上松町における県営吉野地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年7月31日行いました。

平成15年 8月28日

長野県知事 田中 康夫

農村整備課

公告

狩猟免許試験を次のとおり行います。

平成15年 8月28日

長野県知事 田中 康夫

- 1 試験の日時等
別表のとおりとします。
- 2 試験の内容
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法律」という。）第48条の規定による適性試験、技能試験及び知識試験とします。
- 3 試験の一部免除
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第56条に規定するとおりとします。
- 4 受験手続等
(1) 提出書類
ア 狩猟免許申請書 1通
イ 医師の診断書 1通
法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合に限り）
ウ 写真 1枚
申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判（縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートル）の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記

載したもの

エ 返信用の封筒 1通

長形3号封筒に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、80円切手を貼ったもの

(2) 受付期間

平成15年9月1日(月)から9月12日(金)まで(郵送による場合は、平成15年9月12日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(3) 受付場所

住所地を管轄する地方事務所(市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)

(4) 受験手数料

受験手数料(5,300円。ただし、3により試験の一部免除を受ける者については4,000円)は、長野県収入証紙により(狩猟免許申請書にはって、消印しないこと。)納付してください。

5 その他

(1) 狩猟免許申請書の用紙は、地方事務所林務課、市役所及び町村役場において交付します。

(2) 別表の参集範囲以外の試験場での受験を希望する者は、受付時に申し出てください。

(3) 試験についての問い合わせは、最寄りの地方事務所林務課にしてください。

(別表)

| 月 日 | 時 間 | 試 験 場 | 参 集 範 囲 |
|--------------|-----------------------------|------------------------------|--|
| 9月28日 (日) | 午前8時 30分から 午後5時 まで | 上田市 上小森林センター | 上田市、小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡及び小 県郡 |
| | | 飯田市 長野県飯田 合同庁舎 | 飯田市及び下伊那郡 |
| | | 松本市 長野県松本 合同庁舎 | 松本市、大町市、塩尻市、 木曾郡、東筑摩郡、南安曇 郡及び北安曇郡 |
| 10月7日 (火) | | 上伊那郡辰 野町 長野県営総 合射撃場 | 岡谷市、諏訪市、伊那市、 駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡 及び上伊那郡 |
| | | 長野市 長野県長野 合同庁舎 | 長野市、須坂市、中野市、 飯山市、千曲市、更級郡、 埴科郡、上高井郡、下高井 郡、上水内郡及び下水内郡 |

森林保全課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、上田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月28日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成15年9月28日(日)

(2) 開催時及び場所

午後4時30分から 上田市中央公民館

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

上田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年9月25日(木)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年9月12日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、上田建設事務所、上田市都市建設部都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号)

上田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成15年 月 日

長野県知事 田中康夫 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、丸子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月28日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成15年9月28日(日)

(2) 開催時及び場所

午前10時から 丸子ふれあいステーション

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

丸子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年9月25日(木)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年9月12日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、上田建設事務所、丸子町都市整備課

- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり
- 4 公述人の選定
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。
- 5 その他
この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

| 公 述 申 出 書 | (整理番号) |
|--|--|
| <p>丸子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">平成15年 月 日</p> <p>長野県知事 田中康夫 様 公述申出人</p> <p>住 所 〒 _____</p> <p>ふりがな 氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">(電話 _____)</p> <p><u>意見の要旨</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> |
| <p>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。</p> <p>2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。</p> <p>3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</p> | |

(注) 用紙はA 4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、東部町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年 8 月28日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 開催日時及び場所
 - (1) 開催日 平成15年 9 月28日（日）
 - (2) 開催時及び場所
午後1時30分から 東部町舞台が丘会館
- 2 都市計画案の概要
 - (1) 都市計画案
東部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。
 - (2) 案の閲覧
公告の日から平成15年 9 月25日（木）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成15年8月31日に開催を予定していた白馬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成15年8月31日に開催を予定していた木曾福島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成15年8月31日に開催を予定していた上松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成15年9月2日に開催を予定していた諏訪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成15年9月2日に開催を予定していた富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成15年9月9日に開催を予定していた岡谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年8月28日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年8月28日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

1(1) 許可番号

平成15年3月27日 長野県佐久地方事務所指令15佐地建第14-36号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市大字岩村田字下樋田1780-1、1780-3、1781-1、1782-1、1782-2、1782-4、1782-5、1785-1、1786、1787-3、1788-2、1789-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県前橋市日吉町4-40-11

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

2(1) 許可番号

平成15年8月5日 長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-11号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字追分字南抜井181-18、186-4、186-5、186-6

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町長倉3943-1

浅間地所株式会社 代表取締役 小宮山 繁

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年8月28日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

1 許可番号

平成14年12月6日 長野県上伊那地方事務所指令14上伊地建第29-8号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡宮田村2001-18の内、2105-9の内、2266-5、2267-1、2268-3の内、2268-5の内、2268-7

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上伊那郡宮田村1446-1

有限会社ライトハウス 代表取締役 新谷晴雄

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年8月28日

長野県松本地方事務所長 高見澤賢司

1(1) 許可番号

平成15年6月4日 長野県松本地方事務所指令15松地建第22-2号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字豊科2244-1、2245-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡豊科町大字豊科2246

小林博忠

2(1) 許可番号

平成15年7月17日 長野県指令15建第1-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字片丘字大ふけ10383-12

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市並柳3-13-20 フレグランス並柳E-201

六浦正良

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年8月28日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

1(1) 許可番号

平成14年2月19日 長野県指令13建第41-5号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字幸高字荒市場97-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字米持105-2 成田 統

2(1) 許可番号

平成6年8月30日 長野県指令6建第6-19号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字中島字四配276-3、324-3、387-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字小山1918-598 清水 れい子

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月28日

長野県小諸養護学校長 畑田 治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

29人乗りスクールバス車両管理及び運転業務委託一式

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

平成15年10月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書のとおりです。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

小諸市大字市字中原824-3

長野県小諸養護学校

電話 0267 (22) 6300

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年9月10日(水) 午後1時30分

イ 場所 小諸市大字市字中原824-3
長野県小諸養護学校会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年9月5日までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

自律教育課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月28日

長野県総合教育センター所長 長 沼 善 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

教育情報作成用パソコン一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成15年9月16日から平成16年3月31日まで

(4) 借入場所

長野県総合教育センター

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンスを迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字片丘6342-4

長野県総合教育センター庶務部

電話 0263(53)8800

4 入札説明書の交付期間

平成15年8月28日から平成15年9月3日まで

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年9月8日 午後2時

イ 場所 長野県総合教育センター第3研修室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成15年9月5日 午後5時

イ 場所 塩尻市大字片丘6342-4(郵便番号 399-0711)

長野県総合教育センター庶務部

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は入札説明書によります。

教学指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月28日

長野県警察本部長 関 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

| | |
|----------------|--------|
| ア 男子警察官用冬服上衣 | 1,297着 |
| イ 男子警察官用冬服ズボン | 1,297本 |
| ウ 男子警察官用冬活動服 | 424着 |
| エ 女性警察官用冬服上衣 | 4着 |
| オ 女性警察官用冬服ズボン | 4本 |
| カ 女性警察官用冬服スカート | 38本 |
| キ 女性警察官用冬服ベスト | 31着 |
| ク 女性警察官用冬活動服 | 22着 |

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 納入期限

平成15年12月8日

(4) 納入場所

入札説明書のとおりです。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達する物品の製造に必要な生地等の供給が受けられるとともに、同物品を納入する能力を有する者であること。

(5) 調達する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、発注者の求めにより長野県警察職員の立会検査に応じられる者であること。

(6) 調達する物品等に関し、アフターサービスを迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県警察本部警務部会計課
電話 026 (233) 0110 (内線 2244)

4 仕様についての問い合わせ先

長野県警察本部警務部警務課

電話 026 (233) 0110 (内線 2692)

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年10月8日 午前10時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁 議会増築棟 402号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成15年10月7日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(長野県警察本部専用郵便番号 380-8510)

長野県警察本部警務部会計課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を同説明書に定める場所に平成15年10月1日午後5時までに提出しなければなりません。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Policeman's winter uniform coat 1,297 suits,
Policeman's winter uniform trousers 1,297 pairs,
Policeman's winter working jacket 424 suits,
and others

(2) Delivery date: December 8, 2003

(3) Delivery place:

Delivery places are written on the notice of tender

(4) Contact place for information about the tender;

description/conditions/and others:

Finance Division, Police Administration Department,
Nagano Prefectural Police Headquarters

692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano, Nagano City

TEL 026-233-0110 (ext. 2244)

(5) Time and place for the tender:

Time: 10:00 AM October 8, 2003

Place: Meeting Room 402,

Nagano Prefectural Government Prefectural
Assembly Extension Building
692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano,
Nagano City

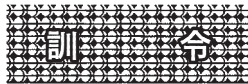
(6) Time limit of tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 PM October 7, 2003

Place: Finance Division, Police Administration
Department,

Nagano Prefectural Police Headquarters
380-8510 (Exclusive postal code for Nagano
Prefectural Police Headquarters)

会計課



長野県教育委員会訓令第10号

更埴市立屋代小学校
更埴市立東小学校
更埴市立埴生小学校
更埴市立治田小学校
更埴市立八幡小学校
更埴市立屋代中学校
更埴市立埴生中学校
更埴市立西中学校
更級郡上山田町立上山田小学校
埴科郡戸倉町立戸倉小学校
埴科郡戸倉町立更級小学校
埴科郡戸倉町立五加小学校
戸倉上山田学校組合立
戸倉上山田中学校

平成15年9月1日付けで別に人事通知書を交付されない者は、次により発令されたものと心得てください。

平成15年8月28日

長野県教育委員会

平成15年8月31日において、現に更埴市、更級郡上山田町、埴科郡戸倉町又は戸倉上山田学校組合の公立学校の校長、教員（教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。）、学校栄養職員又は事務職員に任命されている者は、市町の配置分合に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第40条の規定により本職を免じ、千曲市の公立学校のそれぞれ校長、教員、学校栄養職員又は事務職員に任命し、現に給されている職務の級の号俸、給料月額又は給料の調整額を給し、引き続き現にある職に相当する当該学校の当該職に補する。

義務教育課